

別記様式 14号

被 処 分 者	認 定 証 番 号	栃木県公安委員会 第497号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	あんしん代行
	主たる営業所が所在する市区町村	足利市
処 分 年 月 日		平成29年11月15日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		変更届出義務違反により公安委員会から指示を受け、その1年以内に随伴用自動車の変更等があったにもかかわらず届出書を公安委員会に提出せず、指示に違反したものの。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項
処分を行った公安委員会		栃木県公安委員会